

# 参考資料

## 岩手県地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、岩手県地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、岩手県における乗合バスに係る生活交通の確保を図るため、岩手県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 岩手県地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 岩手県地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 岩手県地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通（地域住民の日常生活に必要不可欠なバス輸送サービスであって、他に代替できる公共交通機関がないものをいう。以下同じ。）のあり方に関すること。
- (5) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げる者のうちから、岩手県知事が委嘱又は任命する。  
2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
3 前項の規定について、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は岩手県ふるさと振興部交通政策室長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときはその職務を代理する。

### (会議の運営等)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、特定の事案に係る議決に参加させることが望ましくない委員について、当該事案に係る議決に参加させないことができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員（別表1の学識経験者を除く。）は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を

出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第7条 協議会は、次に掲げる場合であって会長が認めるものについて、書面による決議を行うことができる。

(1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合

(2) 事前に各委員から書面による決議の了承を受けている場合

(3) その他書面による決議とするやむを得ない事情のある場合

(部会の設置等)

第8条 協議会には、生活交通対策部会及び広域振興局の所管区域ごとに地域別部会を置き、それぞれ別表2に掲げる事項を協議する。

2 協議会は、次に掲げる事項については、部会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。

(1) 生活交通対策部会の協議事項

(2) 地域別部会の協議事項のうち第2条第5号に関すること

3 協議会は、部会が決議した事項を尊重しなければならない。

(部会の組織)

第9条 部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会及び部会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会及び生活交通対策部会の事務局は、岩手県ふるさと振興部交通政策室に置き、地域別部会の事務局は別に定める。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 協議会及び地域別部会の設置初年度の委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、協議会における市町村の委員の任期は平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 岩手県地域公共交通網形成計画の協議事項が終了するまでの間、この要綱による改正後の要綱の規定の適用について、「岩手県地域公共交通計画」とあるのは「岩手県地域公共交通計画及び岩手県地域公共交通網形成計画」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の岩手県地域公共交通活性化協議会設置要綱の規定により委嘱又は任命されている地域別部会の委員の任期は、この要綱の施行日の前日に満了したものとみなす。
- 3 岩手県生活交通対策協議会設置要綱（平成 13 年 1 月 22 日）は廃止する。

別表 1 (第 3 条関係)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省東北運輸局</li> <li>・ 岩手県</li> <li>・ 代表市町村</li> <li>・ 公共交通事業者</li> <li>・ 公益社団法人岩手県バス協会</li> <li>・ 一般社団法人岩手県タクシー協会</li> <li>・ 岩手県交通運輸産業労働組合協議会</li> <li>・ 道路管理者</li> <li>・ 公安委員会</li> <li>・ 公共交通利用者</li> <li>・ 学識経験者</li> <li>・ 公益財団法人岩手県観光協会</li> </ul>
--

別表 2 (第 8 条及び第 9 条関係)

生活 交通 対 策 部 会	協 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項のうち、地域公共交通確保維持事業に関すること。</li> <li>・ 第 2 条第 4 号及び第 5 号に関すること。</li> </ul>
	委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北運輸局岩手運輸支局長</li> <li>・ 岩手県ふるさと振興部交通政策室長</li> <li>・ 岩手県ふるさと振興部交通政策室地域交通課長</li> <li>・ 各広域振興局経営企画部長</li> <li>・ 各市町村担当部長 (担当部を置かない市町村にあっては担当室課長。)</li> <li>・ 公益社団法人岩手県バス協会専務理事</li> <li>・ 各バス事業者担当役員又は担当部長</li> <li>・ 岩手県交通運輸産業労働組合協議会のバス関係役員</li> </ul>
地 域 別 部 会	協 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 条第 1 号から第 3 号及び第 6 号に掲げる事項について、地域の実情に応じたこと。</li> <li>・ 第 2 条第 5 号に関すること。</li> </ul>
	委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局首席運輸企画専門官</li> <li>・ 岩手県ふるさと振興部交通政策室地域交通課長</li> <li>・ 岩手県ふるさと振興部交通政策室特命課長 (公共交通網形成)</li> <li>・ 各広域振興局経営企画部企画推進課長</li> <li>・ 各市町村バス担当室課長</li> <li>・ 関係バス事業者担当役員又は担当部長</li> </ul>